

学生の皆さんへ

京都工芸繊維大学
学生支援センター

インターンシップ中のリスクについて（注意喚起）

現在皆さんには、インターンシップへの積極的な参加を推奨しているところですが、インターンシップ中は事故や過失等による自身の負傷や企業への損害といった様々なリスクが存在しています。

これらのリスクに備えるには、各種保険に加入するとともに、責任を問われる行動を避ける必要があります。

リスクの種類は数多く、全てを説明することは困難ですが、一般的なものを紹介しますので、インターンシップに参加する前に必ず自身の状況を確認してください。

なお、以下で説明している「学生教育研究災害障害保険（以下「学研災」という。）」、「学生教育研究災害障害保険付帯賠償責任保険（以下「付帯賠償」という。）」及び「学生教育研究災害障害保険付帯学生生活総合保険（以下「付帯学総」という。）」の各保険については、授業によるインターンシップ及び大学に申請して認められたインターンシップのみが保障の対象となっています。

授業以外のインターンシップに参加する際は、必ず学生情報ポータルから登録してください。（学生情報ポータル>学務課HP>マイページ>各種申請>インターンシップ届出）

【リスクの種類と対応方法】

1. 自身の負傷

- (1) 受け入れ先企業の指示を守り安全に実習するように心がけてください。
- (2) 怪我をした場合は、必ず受け入れ先企業及び大学に申し出てください。
- (3) 治療費の負担を軽減するため、学研災等の保険に必ず加入してください。
- (4) 新型コロナウイルス等の感染症への感染を防止するため、国や大学の定める感染症対策を遵守し、自らの健康を守ると同時に他者に感染させないように注意深く行動してください。
- (5) インターンシップ参加期間の前後 2 週間及びインターンシップ参加中の自身の体調について、大学指定の健康管理票または健康管理アプリにより記録してください。
※ 健康管理票の様式及び健康管理アプリの案内は大学 HP に掲載しています。

https://www.kit.ac.jp/career_index/internship

- (6) インターンシップ参加中及び参加後に体調不良となった場合は、速やかに受入先及び大学（保健管理センター）に申し出てください。

⇒裏面に続く

2. 受け入れ先企業に与える損害

- (1) 受け入れ先企業の指示に従い、機器等の取扱いには細心の注意を払ってください。
- (2) 受け入れ先企業や第三者に損害を与える可能性がありますので、機密情報や個人情報等の SNS への投稿等は行ってはいけません。
- (3) 故意・過失に関わらず、受け入れ先企業に損害を与えた場合は、損害賠償責任を負う可能性がありますので、学研災等の保険に必ず加入してください。
- (4) また受け入れ先企業への損害が、さらに第三者に対する損害へと繋がることもあります。損害賠償の範囲が取り返しのつかないところまで広がる可能性がありますので、自身の行動が与える影響を常に意識してください。

3. 受け入れ先企業から受ける問題行為

- (1) 受け入れ先企業からハラスメント行為を受ける恐れがあります。嫌なことは相手に対して明確に意思表示をするとともに、大学の窓口にご相談してください。
- (2) インターンシップとは考えられない単なる労働や営業ノルマを課せられる恐れがあります。実習内容に疑問があれば、受け入れ先企業に意図を確認しましょう。また明らかにインターンシップとは無関係と思われる場合は、その旨を受け入れ先企業に伝え中止することも可能です。大学の窓口にご相談してください。

【各保険と適用範囲】

リスクの種類	対応する保険			その他
	学研災	付帯賠償	付帯学総	
自身の負傷	○	○	○	自身で加入する障害保険等や企業の加入する保険が適用できる場合もある。
受け入れ先企業への損害賠償	×	△ ※電子データ、ソフトウェア、プログラム等の損壊によるものは対象外	○	
第三者への損害賠償				

学研災 HP : <http://www.jees.or.jp/gakkensai/>

【大学の相談窓口】

○インターンシップに関すること

学生サービス課 就職支援係 (TEL : 075-724-7149 E-mail : shushoku@jim.kit.ac.jp)

○健康に関すること

保健管理センター (TEL : 075-724-7173 E-mail : hcsc@jim.kit.ac.jp)